

平成 19 年 11 月 26 日

申請者・代理者・設計者 各位

株式会社 確認サービス

構造方法の認定に係る認定書の写しの提出について

構造方法の認定に係る認定書の写しについては、建築基準法施行規則第 1 条の 3 において確認の申請書として提出を義務付けられているところですが、今般、国住指第 3 1 1 0 号（技術的助言）により、指定機関において既に認定書の写しを有している場合や、認定の内容を収録した図書によりその内容を確認できる場合には、認定書の提出は不要とする助言がありました。

このことについて当社では、下記のように運用いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

■ 構造方法等の認定書の写しが必要なもの

1. 申請建築物について固有の認定を受けているもの

- 例 ・耐火建築物性能 ・避難安全性能
- ・免震建築物 ・超高層建築物

その他、これらに類するもの

2. 型式適合認定を受けたもの

3. 法第 2 0 条に係る認定を受けた構造材料および工法

- 例 ・鋼材 ・ボルト ・鉄筋 ・杭工法 等

なお、これら以外の認定についても、出版物やホームページにより容易に内容が確認できないと判断する場合には、追加の説明書として、当該認定書の写しの添付をお願いすることがあります。

■ 当社所有の大臣認定関係書籍（H19.11.26 現在）

新耐火防火構造材料等便覧 新日本法規出版株式会社 発行

1,1-a,1-b,1-c,2,3,3-a,3-b,3-c,3-d,4,5,5-a,6,6-a,7 以上 16 巻

編集／国土交通省住宅局建築指導課、新耐火防火便覧編集委員会

シックハウス対策建築材料等便覧 新日本法規出版株式会社 発行

1,2 以上 2 巻

編集／国土交通省住宅局建築指導課、シックハウス対策建築材料等便覧編集委員会